

第5回東庄町障害者地域自立支援協議会（概要）

日 時 平成21年3月5日（木）

13時30分～

場 所 東庄町保健福祉総合センター
会議室

1. 開 会 石毛主幹

2. 挨拶 保立会長・五十嵐課長

3. 議 題 議長：保立会長

（1）東庄町障害者福祉計画（素案）に関する意見聴取について

計画作成担当（高木係長）より説明後、各委員より意見を求める。事前に提出いただいた意見書に記述された質問等については担当者説明の中で回答。
内容以下のとおり

・ P34の「通級による指導」とは具体的にどのようなことか。また、特別支援学級の町の設置状況について質問あり。

【回答】特別支援学級は、町内全部ではありませんが、情緒及び知的に關しての学級はあります。「通級による指導」とは、各教科等の指導は主に普通学級で行いつつ、個々の障害の状態に応じた特別の指導を個別に行います。その時間だけ普通学級から離れるという形態です。

・ 情報周知について、町ホームページを活用したほうが良い。現状は内容を更新していない。

【回答】ご指摘のとおりです。今後対応していきます。

《事前にいただいた意見書について》

[菅谷委員からいただいた意見書について]

① 手帳所持者数の推移について、

【回答】住民基本台帳にて照合した結果、死亡や転出等の理由による異動（減少）が多数あり、数字の変更の幅が大きくなっている。今回の数値がより実態に則した数値と考えます。

② P19の「入所者の地域生活移行」及び「精神障害者の地域生活移行」の数値の算出経緯について

【回答】今回の計画作成にあたり、県基本指針が示されており、この数値については、前回計画以降、県において調査を実施していなかったため、同数値を記載してよいとのことであったため、同数値といたしました。

③-1 P22の「障害者週間」を中心とする啓発活動の充実について

【回答】現在、香取健康福祉センター主催で、精神保健福祉相談を1回/年、町オーシャンプラザで実施しています。(事務局より状況報告)

③-2 P70障害者福祉団体の育成について

【回答】各団体への運営費補助金等を交付している状況であり、今後は、3障害分け隔てなく支援していきたいと考えております。

【菅谷委員より旭市での取組状況について報告】旭市社会福祉課では、精神家族教室を開催し、会も発足している。東庄町では、家族会が立ち上げられない状況(当事者の把握が難しい等)であり、東庄町での立ち上げについても取り組んでほしい。

[荒井委員よりいただいた意見について]

①ハート購入法が国会に上程されている状況で、町の対応について

【荒井委員より補足説明】現在、法制定はされていない。公共施設の清掃業務等を委託する場合、障害施設の入札での仕事を確保は難しい。

このため、国及び公共団体は優先的に発注するよう奨励するということです。

例として：障害者が作ったものを、町で行うイベントや大会で記念品として購入する事など、施設等の販売品について、販路の促進。

【回答】今後、関係行政機関と連携を図り、取り組んでいきたいと考えております。

② 以前、体験学習にて、笹川なずな工房に生徒が来ていたが、現在は、生徒が来ていないが、町の取組について聞きたい。

【回答】体験学習については、まず、生徒の希望するボランティア内容を把握した上で、学校にて希望に沿う施設を選出し、依頼をしている状況との事です。ここ数年は、障害関係施設を希望する生徒がいなかったためとの事でしたが、今後は、障害福祉に対する学習機会を増やすため、教育課を通じ、積極的に要望していきたいと考えております。

③ 定額給付金について、自己申請が出来ない方への配慮について

【回答】町総務課に確認したところ、自己申請できない方については、民生委員又は親族が代理申請をすることで対応(国指針により)するとの事です。(代理申請者の身分確認要する)申請者に対し、円滑な交付ができるよう柔軟な対応に努めたいとの回答をいただいております。

[会議時に挙げた意見]

・ P55相談員について、町内の相談員について教えてほしい。

【回答】身体：町身体障害者福祉会長 宮内さん 知的：町手をつなぐ親の会長 神岡さん 精神：無(法律上の定めがないため)

【菅谷委員】以前、県担当者に相談員(精神)の設置について問い合わせをしても、法律上設置することは出来ないとの回答だった。障害者自立支援法で3障害一元化と謳っているにも関わらず、実態は、差がある。

- ・ 計画中の障害福祉サービス見込量の表の掲載方法について、3ヵ年の中で、見込数値が0になっている表は省いたほうが良いのではないかと。
【回答】ご指摘のとおりです。再度確認の上、削除いたします。
- ・ 今回、計画に挙げた内容をすべて実施するには、多額の予算を要すると思われる。実施可能なことを整理したほうが良いのでは。
- ・ 罪を犯し、刑期を終了した障害者への、地域で生活するための行政の取組方針について、計画に追加しなくて良いか。
【青柳委員より事例報告】関係機関と連携しながら、現在は、地域で生活をしています。今後、このような事例がでた場合は、当協議会や関係機関とも話し合っただけで対応したいと思います。
- ・ 計画の配布先について
【回答】町民や当事者への配布は考えておりません。各団体の会長または責任者に配布する予定です。

【議長】委員の皆様から出された意見を担当者にて修正することとした上で、承認をいただけるか伺います。
上記のとおり承認される。

4. その他

添付書類：障害福祉のしおり（東庄町）について

説明：高安

説明：今回の計画改定にあたりアンケート調査を実施したところ、計画資料の、P資 14. 15 に結果がありますように、重点的に取り組んでほしいことに「サービス利用方法などの情報の周知」と回答された方が多くなっております。また、情報の入手方法としては、町広報誌と回答されている方が多く、行政からの情報発信の必要性が高いとの結果が出ております。

これを受け、町では、別添資料「障害福祉のしおり」を作成いたしました。このしおりは、制度の概要のみの掲載となっており、ご覧になった方が制度内容のすべてを理解することは出来ないかも知れませんが、各サービスの概要と関係機関への問い合わせ先を紹介することで、ご覧になった方が必要とするサービス利用につながればと考えております。

また、しおりの最後のページには、各団体の紹介ページを設けさせていただきました。

各団体では、新規会員の募集方法等で（個人情報保護の関係で行政から情報が得られない等）苦慮されているとの話もお聞きしております。計画説明の中で、団体への支援について意見要望等もございましたが、このような状況の中で、行政としても、できる限り協力をしていきたいと考えております。

今回、お示しした内容は、素案ですので、各団体また委員の皆様より、団体紹介ページだけでなく、しおり全体について、ご意見を頂き（来年度配布を考えているため3月中に）、修正した上で、配布したいと考えておりますので、ご意見を頂きたいと思っております。

・菅谷委員よりいただいた意見書④について補足説明

第四次千葉県障害者計画の中で、「障害福祉圏域（区域）の設定」との項目があり、「県」と「町」の中間的な単位が設けられております。これは、単独の市町村では活用できる社会資源が限られていることもあり、市町村を超えた広域での社会資源の整備や相互の利用調整が必要となることを想定して設けられております。

現在、組織体制のイメージ図のみ示されており、具体的な運営方法等は示されておりませんが、今後は、このような組織を活用し、関係機関の意見要望等も伺った上で行政にて出来ることを整理し、広域での取組についても検討していきたいと考えております。

今回お示した、計画の中には、「関係機関との連携」との言葉が多く出てきております。今後は、関係機関又各団体との連携による業務遂行が重要と考えておりますので、委員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

[しおりについての意見等]

- ・手帳所持によるサービス内容の掲示についてどうですか。精神のサービス内容は他の障害と比較し少ないと思います。

【回答】しおりの中のサービス項目の右隣に対象障害種別を表示してあり、(○身・○知・○精) ご覧になった方がわかるように記載しております。